

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号
農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 経営体育成型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から6までの<u>事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 中山間地域型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から6までの<u>事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの</p> <p>3 （略）</p> <p>4 国営事業促進型</p> <p>国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の<u>事業種類</u>の欄の（2）に掲げる事業</p> <p>5 共通事項</p> <p>（1）埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類</p>	<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 経営体育成型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から6までの<u>事業の事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 中山間地域型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から6までの<u>事業の事業種類</u>の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの</p> <p>3 （略）</p> <p>4 国営事業促進型</p> <p>国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の<u>事業の事業種類</u>の欄の（2）に掲げる事業</p> <p>5 共通事項</p> <p>（1）埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類</p>

の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業においては、別表１の区分の欄の１の（３）から（７）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表１の区分の欄の１の（１）及び（２）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業を行うものとする。

（２）営農環境整備事業（別表１の区分の欄の３の事業をいう。以下同じ。）

ア 農業集落道整備事業においては、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供する農業集落道のうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

イ 農業集落排水施設整備事業においては、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業の実施に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意するものとする。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表１の区分の欄の１の（３）から（７）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表１の区分の欄の１の（１）及び（２）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

（２）営農環境整備事業（別表１の区分の欄の３の事業をいう。以下同じ。）

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ・オ (略)

カ 情報通信環境整備は、整備後にスマート農業技術の導入が確実に見込まれる場合に行うものとする。

(3) ~ (5) (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合にあっては、5ヘクタール以上であること。

(ア) 農地整備事業の完了までに、地域計画の目標地図における農地整備事業の実施部分について、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領(平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知)別記様式第1号及び別記様式第3号において作成する経営形態計画図と整合性のとれたものに変更し、農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告を行うこと。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が80パーセント以上となること。

(ウ) 促進計画に定める目標年度において、生産基盤整備

エ・オ (略)

(新設)

(3) ~ (5) (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

事業の受益面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合が 80 パーセント以上となること。

イ～オ (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

(1)・(2) (略)

2～7 (略)

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長

イ～オ (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）に定める様式により、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

(1)・(2) (略)

2～7 (略)

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長

又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1～4 (略)

5 地域計画の目標地図の変更に係る達成状況報告

第5の2の(1)のアのただし書の規定に基づき採択された地区にあっては、農地整備事業の完了までに、第5の2の(1)のアの(ア)の要件を満たしたことが分かる資料を地方農政局長等に提出するものとする。

別表1 (事業内容)

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)	
3 営農環境整備事業	(1)～(10) (略) (11) 情報通信環境整備	(略) <u>スマート農業技術の導入を図るために必要なRTK-GNSS基準局等の整備</u>	
4～6 (略)	(略)	(略)	(略)

別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用)

第2 事業の内容

1 実施計画策定事業

又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1～4 (略)

(新設)

別表1 (事業内容)

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)	
3 営農環境整備事業	(1)～(10) (略) (新設)	(略) (新設)	
4～6 (略)	(略)	(略)	(略)

別紙2 (実施計画等策定事業に係る運用)

第2 事業の内容

1 実施計画策定事業

要綱第2の1の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2の第2の1の畑地帯総合整備型及び2の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）の実施予定区域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業（以下「支障物撤去等事業」という。）

2 （略）

第3 事業の対象地区

1 （略）

2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。

なお、調整要領の4の（6）の業務については、当該農地整備事業の実施が予定されている地区について、実施計画策定事業の採択の前から実施することができるものとする。

第5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれ

要綱第2の1の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2の第2の1の畑地帯総合整備型及び2の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業

2 （略）

第3 事業の対象地区

1 （略）

2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の4の（15）の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。

第5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれ

れかとする。

(1) (略)

(2) 中山間地域（別紙1第2の4に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官連名通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）の策定地域、輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域又は認定フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定に基づいてフラッグシップ輸出産地として認定された地域をいう。以下同じ。）における地区の場合にあっては4年以内とする。

(3) スマート農業（ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあっては4年以内とする。

(4) (略)

2 (略)

れかとする。

(1) (略)

(2) 中山間地域（別紙1第2の4に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあっては4年以内とする。

(3) スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあっては4年以内とする。

(4) (略)

2 (略)

第6 事業の申請等

1～4 (略)

5 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の(6)の業務を、第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、当該業務に係る採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書(当該業務に限定したもの)を地方農政局長等に提出するものとする。

6 地方農政局長等は、5の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号により実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。

7 都道府県知事は、6の規定により採択通知書が交付された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

第8 定額助成を活用する場合の採択要件等

1 次に掲げる地区において定額助成を活用する場合であつて、令和8年度以降に採択する地区にあつては、実施計画の区域を含む地域計画の目標地図(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第3項に規定する地図をいう。)において、担い手に対する農用地の集約化の程度が向上するよう地域計画を変更し、土地改良事業の採択までに農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告を行うことを要件とする。

第6 事業の申請等

1～4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 水田農業高収益化計画の策定地域における地区

(2) 輸出事業計画の策定地域における地区

(3) 認定フラッグシップ輸出産地における地区

(4) 第5の1の(3)に規定する地区

(5) 第5の1の(4)に規定する地区

2 実施計画等策定事業のうち定額助成を活用する地区における採択期限については、1の(1)に掲げる地区は令和8年度の末日まで、1の(2)から(4)までに掲げる地区は令和11年度の末日まで、1の(5)に掲げる地区は令和12年度の末日までとする。

3 令和13年度以降における実施計画等策定事業の採択に当たっては、1の(2)から(5)までに掲げる地区のいずれかに該当することを要件とする。

別記

1～6 (略)

7 純工事費

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長
經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

別記

1～6 (略)

(新設)

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長
經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～3. （略）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）
（連携管理保全計画に別添4の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添5のとおり）
（連携管理保全計画に別添5の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（注）農業競争力強化農地整備事業実施要領第2の2の経営体育

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～3. （略）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）
（連携管理保全計画に別添4の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添5のとおり）
（連携管理保全計画に別添5の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（新設）

成促進換地等調整事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）の4の（6）の業務を、農業競争力強化農地整備事業実施要領第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、本文中「第6の1」とあるのは「第6の5」と記載するものとする。

別添1 （略）

（別添2）

実施計画策定地区概要書

（表略）

（注）1 （略）

- 2 第5の1の（1）によって本事業を2か年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（地域計画等）を添付すること。
- 3 第5の1の（2）によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画の策定地域又は認定フラッグシップ輸出産地に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 4 第5の1の（3）によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。
- 5・6 （略）

別添1 （略）

（別添2）

実施計画策定地区概要書

（表略）

（注）1 （略）

- 2 第5の1（1）によって本事業を2ヵ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（地域計画等）を添付すること。
- 3 第5の1（2）によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 4 第5の1（3）によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。
- 5・6 （略）

7 支障物撤去等事業を実施する場合は、当該事業の対象となる施設等の位置（移転の場合は、移転後の位置も含む。）及び事業費が分かる資料を添付すること。

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

(表略)

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）の4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

3 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知。以下「実施要領」という。）第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の(6)の業務を、実施要領第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施する場合は、当該事業より前に行う必要があることを記載した理由書及び土地の概況がわかる資料を添付すること。

別添4・5 (略)

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

(新設)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

(表略)

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(新設)

別添4・5 (略)

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～6 （略）

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) （略）

(2) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。

(3)～(6) （略）

8～14 （略）

第6 事業実施計画の樹立等

1～3 （略）

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとする。

(2) （略）

5 （略）

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～6 （略）

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) （略）

(2) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等収納計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。

(3)～(6) （略）

8～14 （略）

第6 事業実施計画の樹立等

1～3 （略）

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) （略）

5 （略）

第10 助成

1 補助

(1) (略)

(2) 草地整備利用促進事業

ア～ウ (略)

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) 区画拡大	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり<u>27万5千円【20万円】</u> ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万5千円【18万5千円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり7万円【6万円】 ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり4万円【4万円】
(6) 暗渠排水	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり22万5千円【16万5千円】 ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり22万円【16万円】 ・トレンチ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】 ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万5千円【9万円】
(7) 湧水処理	(略)	・表土扱いを行う場合は施工延長

第10 助成

1 補助

(1) (略)

(2) 草地整備利用促進事業

ア～ウ (略)

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) 区画拡大	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり25万円【18万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万5千円【17万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり6万円【5万円】 ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万5千円【4万円】
(6) 暗渠排水	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり19万円【13万5千円】 ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万円】 ・トレンチ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万円【8万5千円】 ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万5千円【7万5千円】
(7) 湧水処理	(略)	・表土扱いを行う場合は施工延長

		100メートル当たり <u>24万円【17万円】</u> ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり <u>23万円【16万5千円】</u>
(8)客土	(略)	受益面積10アール当たり <u>27万5千円【19万円】</u>
(9)除礫	(略)	受益面積10アール当たり <u>25万円【17万円】</u>
(10)隔障物整備	(略)	・電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>47万円【34万円】</u> ・電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>35万円【29万円】</u>

2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

ア・イ (略)

ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（工種の欄(7)にあっては施工延長100メートル当たり）3万5千円を加算するものとする。

エ (略)

3・4 (略)

第11 補足

1～8 (略)

9 増築等に伴う手続

		100メートル当たり <u>20万5千円【14万円】</u> ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり <u>18万5千円【12万5千円】</u>
(8)客土	(略)	受益面積10アール当たり <u>26万円【17万5千円】</u>
(9)除礫	(略)	受益面積10アール当たり <u>23万5千円【16万円】</u>
(10)隔障物整備	(略)	・電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>33万円【24万円】</u> ・電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>25万円【20万円】</u>

2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

ア・イ (略)

ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（工種の欄(7)にあっては施工延長100メートル当たり）2万円を加算するものとする。

エ (略)

3・4 (略)

第11 補足

1～8 (略)

(新設)

(1) 事業参加者は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模又は利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第9号により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第9号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業参加者として（1）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

別記様式9号（第11の9関係）

（新設）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産省畜産局長）

（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

（又は都道府県知事 殿）

都道府県知事

又は

所在地

事業参加者名

草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設等の概要

（1）地区名

（2）事業参加者名

（3）施設等の所在地

（4）施設等の構造、規格、規模等

（5）事業費

ア 補助金

イ その他の負担額

（6）取得年月日

3 増築等の概要

（1）増築等

増築 〇〇〇 事業費 千円

増設 〇〇〇 事業費 千円

※〇〇〇には、構造、規格及び規模を記載

（2）事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 事業実施計画書の写し
- 2 経営収支計画
- 3 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 4 財産管理台帳の写し
- 5 その他地方農政局長等が必要と認める書類

注：[添付資料]は、当該事業参加者に係るものとする。

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

別表2（定額助成）

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場 合
(1) 区画拡大				
ア 水路変 更なし	畦畔で隣接する ほ場の高低差 10cm超、表土扱 いあり	30m×100m(30a)のほ場 2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】
	畦畔で隣接する ほ場の高低差 10cm以下、表土 扱いあり	ほ場整備整地工（ブル ドーザ、バックホ ウ）、法面整形工（バ ックホウ）、耕地復旧 （トラクタ、雑物除 去）	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

別表2（定額助成）

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場 合
(1) 区画拡大				
ア 水路変 更なし	畦畔で隣接する ほ場の高低差 10cm超、表土扱 いあり	30m×100m(30a)のほ場 2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡 大。	25万円/10a 【18万円/10a】	30万円/10a 【21.5万円/10a】
	畦畔で隣接する ほ場の高低差 10cm以下、表土 扱いあり	ほ場整備整地工（ブル ドーザ、バックホ ウ）、法面整形工（バ ックホウ）、耕地復旧 （トラクタ、雑物除 去）。	23.5万円/10a 【17万円/10a】	28万円/10a 【20万円/10a】

	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>7万円/10a</u> 【6万円/10a】	<u>8万円/10a</u> 【7万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>4万円/100m</u> 【4万円/100m】	<u>4.5万円/100m</u> 【4.5万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化	<u>11万円/10a</u> 【7.5万円/10a】	<u>13万円/10a</u> 【9万円/10a】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	<u>46.5万円/10a</u> 【33万円/10a】	<u>55.5万円/10a</u> 【39.5万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置	<u>44.5万円/10a</u> 【32.5万円/10a】	<u>53万円/10a</u> 【39万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		<u>25.5万円/10a</u> 【18.5万円/10a】	<u>30.5万円/10a</u> 【22万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	(略)	<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27万円/10a</u> 【19.5万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	(略)	<u>22万円/10a</u> 【16万円/10a】	<u>26万円/10a</u> 【19万円/10a】

	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>6万円/10a</u> 【5万円/10a】	<u>7万円/10a</u> 【6万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】	<u>4万円/100m</u> 【4万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化	<u>10.5万円/10a</u> 【7万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【8万円/10a】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	<u>42万円/10a</u> 【29.5万円/10a】	<u>50万円/10a</u> 【35万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置	<u>40万円/10a</u> 【28.5万円/10a】	<u>48万円/10a</u> 【34万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27万円/10a</u> 【19.5万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	(略)	<u>19万円/10a</u> 【13.5万円/10a】	<u>22.5万円/10a</u> 【16万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	(略)	<u>17万円/10a</u> 【12万円/10a】	<u>20万円/10a</u> 【14万円/10a】

	トレンチャ工法、表土扱いなし	(略)	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	(略)	12.5万円/10a 【9万円/10a】	15万円/10a 【10.5万円/10a】
(3) 湧水処理	表土扱いあり	(略)	24万円/100m 【17万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】
	表土扱いなし	(略)	23万円/100m 【16.5万円/100m】	27.5万円/100m 【19.5万円/100m】
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地	(略)	35万円/10a 【24.5万円/10a】	42万円/10a 【29万円/10a】
	樹園地以外の畑地		21.5万円/10a 【15万円/10a】	25.5万円/10a 【18万円/10a】
	ほ場外からの接続管	(略)	7万円/10m 【5万円/10m】	8万円/10m 【6万円/10m】
	給水栓設置のみ	(略)	2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	3万円/箇所 【2万円/箇所】
(5) 客土	(略)	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	
(6) 除礫	(略)	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	
(7) 更新整備	ア 排水路	(略)	28万円/10m 【20.5万円/10m】	33.5万円/10m 【24.5万円/10m】
	イ 畦畔	(略)	16万円/100m 【11万円/100m】	19万円/100m 【13万円/100m】
	ウ 排水口	(略)	5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6万円/箇所 【4万円/箇所】
	エ (略)	(略)		
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 病害虫対策	反転耕	(略)	30万円/10a 【22万円/10a】	
	混層耕	(略)	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】	

	トレンチャ工法、表土扱いなし	(略)	12万円/10a 【8.5万円/10a】	14万円/10a 【10万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	(略)	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】	12.5万円/10a 【9万円/10a】
(3) 湧水処理	表土扱いあり	(略)	20.5万円/100m 【14万円/100m】	24.5万円/100m 【16.5万円/100m】
	表土扱いなし	(略)	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】	22万円/100m 【15万円/100m】
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地	(略)	29万円/10a 【20.5万円/10a】	34.5万円/10a 【24.5万円/10a】
	樹園地以外の畑地		18.5万円/10a 【13万円/10a】	22万円/10a 【15.5万円/10a】
	ほ場外からの接続管	(略)	6.5万円/10m 【4.5万円/10m】	7.5万円/10m 【5万円/10m】
	給水栓設置のみ	(略)	2万円/箇所 【1.5万円/箇所】	2万円/箇所 【1.5万円/箇所】
(5) 客土	(略)	26万円/10a 【17.5万円/10a】	31万円/10a 【21万円/10a】	
(6) 除礫	(略)	23.5万円/10a 【16万円/10a】	28万円/10a 【19万円/10a】	
(7) 更新整備	ア 排水路	(略)	22万円/10m 【16万円/10m】	26万円/10m 【19万円/10m】
	イ 畦畔	(略)	14.5万円/100m 【9.5万円/100m】	17万円/100m 【11万円/100m】
	ウ 排水口	(略)	4万円/箇所 【3万円/箇所】	4.5万円/箇所 【3.5万円/箇所】
	エ (略)	(略)		
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 病害虫対策	反転耕	(略)	28万円/10a 【20.5万円/10a】	
	混層耕	(略)	2万円/10a 【1.5万円/10a】	

	堆肥施肥	(略)	$\frac{3.5 \text{ 万円}/10a}{\text{【}2 \text{ 万円}/10a\text{】}}$	
	(略)	(略)	(略)	
(10)	(略)	(略)	(略)	

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。

ア～ウ (略)

※4 (2) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を助成単価に加算するものとする。

※5 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり助成単価に加算するものとする。

ア (2) にあつては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算

イ (3) にあつては、施工延長100メートル当たり3万円を加算

※6 (2) について、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を助成単価に加算するものとする。

※7 (略)

※8 (7) のイにあつては、幅広畦畔の場合は5万5千円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ助成単価に加算するものとする。

	堆肥施肥	(略)	$\frac{2 \text{ 万円}/10a}{\text{【}1.5 \text{ 万円}/10a\text{】}}$	
	(略)	(略)	(略)	
(10)	(略)	(略)	(略)	

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア～ウ (略)

※4 (2) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。

※5 (2) 及び(3) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり((3) にあつては施工延長100メートル当たり) 2万円を加算するものとする。

(新設)

(新設)

※6 (2) について、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。

※7 (略)

※8 (7) のイにあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は4万円/100m)、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

附 則

1 この通知は、令和8年4月15日から施行する。

2 この通知による改正後の農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙3の第10の1の(2)の表及び別紙5の別表2に掲げる定額助成の単価については、令和8年度予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和8年度予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。